

行政処分公表書

被 処 分 者	認 定 番 号	埼玉県公安委員会 第 43-0476 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	D a i k o 代行
	主たる営業所が 所在する市町村	加須市
処 分 年 月 日		令和6年9月12日
処 分 内 容		営業停止処分 (営業停止期間：令和6年9月13日から 令和6年9月29日までの17日間)
処 分 理 由		法の指示により付された違反点数の累積が、営業停 止の基準に達したため
根 拠 法 令		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項（営業停止） ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条第1項第2号（営業の停止の基準）
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会